

猫虐待裁判あす判決

猫を虐待死させたとして起訴された男の判決が23日、横浜地裁川崎支部で言い渡される。検察側の求刑は、動物虐待事件としては異例の懲役3年。これは、最高刑が同1年の動物愛護法違反罪に加え、詐欺罪も合わせて適用したためだ。里親としての飼育を装って猫を譲り受けた被告の犯行態様や猫を譲った保護ボランティアアからの心づかいを勘案し、検察側が下した異例の判断。判決に注目が集まる。

「最も精神的苦痛を受けた人たちが被害者にした」。先月25日の論告求刑公判。検察側が強調したのは、野良猫を保護し里親を探す活動に従事してきた保護ボラ

ンティアらの被害者感情だった。

検察側によると、同罪に問われた廣瀬勝海被告(45)はインターネットを介して



検察、異例の懲役3年求刑 被害者感情を重視

◆猫虐待事件 昨年11月、廣瀬5匹の猫を詐欺、当時住んでいた川崎市麻生区のアパートなどで3匹を殺し、2匹を傷つけたとして起訴された。公判では、このほかにも10匹程度の猫を虐待したこと

なく、動物を愛護する善良な市民の思いを踏みにじり、悪質極まりない

公判で、被告が述べた心なく、動物を愛護する善良な市民の思いを踏みにじり、悪質極まりない

検察、異例の懲役3年求刑

被害者感情を重視

複数のボランティアに接触。「野良猫に不妊手術を施すボランティアをしてい

情は、身勝手なものだった。仕事が見つからないストレスを、虐待することで相殺した。犯行時の残酷ない。「なぜ殺すときに気が付かなかったのか」。そんな後悔と共に、自分を責める

会うまでは相手の素性も分らない」とネット特有の危険性を、事件の背景の一つに挙げる。被害者らは昨年11月中旬から、同被告の厳罰を求める嘆願書集めに奔走。3万人以上の署名が同支部に提出された。動物虐待事案に詳しい浅野明子弁護士は「詐欺での立件は聞いたことがない。そもそも動物愛護法違反の最高刑が軽すぎる。検察側は重い犯罪行為として社会に訴えたいのではないかと指摘している。同被告は最終陳述で、「自分が殺した猫の成仏を一生かけて祈っていく」と述べたが、被害者への謝罪の言葉は最後までなかった。弁護側は「さとうつ病が影響していた」などとして執行猶予付き判決を求めている。